

(B) 歳 入

1 租税及印紙収入

5年度(百万円)	4年度(百万円)	比較増△減(百万円)
69,440,000	(65,235,000) 68,359,000	(4,205,000) 1,081,000

現行法による5年度の租税及印紙収入は、694,540億円であって、4年度補正(第2号)後予算額に対して10,950億円の増加(4年度当初予算額に対して42,190億円の増加)が見込まれ

る。

この金額から、5年度に予定されている法人課税及び消費課税の税制改正による減収140億円を差し引くと、4年度補正(第2号)後予算額に対する増加額は10,810億円となる。

したがって、これらの税制改正を織り込んだ5年度の租税及印紙収入は、694,400億円であって、その税目別内訳は、次のとおりである。

令和5年度租税及印紙収入予算額

(単位 億円)

税 目	4 年 度 予 算 額	5 年 度				
		前年度予算額に対する現行法による増△減収見込額	現行法による収入見込額	税制改正による増△減収見込額	改正法による収入見込額(予算額)	前年度予算額に対する増△減収見込額
	(A)	(B)	(C)=(A)+(B)	(D)	(E)=(C)+(D)	(F)=(E)-(A)
所 源 泉 分	(170,840)	(4,310)				(4,310)
得 申 告 分	184,950	△ 9,800	175,150	—	175,150	△ 9,800
税 計	(32,980)	(2,350)				(2,350)
	35,240	90	35,330	—	35,330	90
法 人 税	(203,820)	(6,660)				(6,660)
	220,190	△ 9,710	210,480	—	210,480	△ 9,710
相 続 税	(133,360)	(12,770)				(12,660)
	137,870	8,260	146,130	△ 110	146,020	8,150
消 費 税	(26,190)	(1,570)				(1,570)
酒 税	28,390	△ 630	27,760	—	27,760	△ 630
た ば こ 税	(215,730)	(18,140)				(18,110)
揮 発 油 税	221,610	12,260	233,870	△ 30	233,840	12,230
石 油 ガ ス 税	11,280	520	11,800	—	11,800	520
航 空 機 燃 料 税	9,340	10	9,350	—	9,350	10
石 油 石 炭 税	20,790	△ 800	19,990	—	19,990	△ 800
電 源 開 発 促 進 税	50	—	50	—	50	—
自 動 車 重 量 税	340	—	340	—	340	—
国 際 観 光 旅 客 税	6,600	△ 130	6,470	—	6,470	△ 130
関 税	3,130	110	3,240	—	3,240	110
と ん 税	3,850	△ 70	3,780	—	3,780	△ 70
	90	110	200	—	200	110
	(8,250)	(2,970)				(2,970)
	10,530	690	11,220	—	11,220	690
	90	10	100	—	100	10

(単位 億円)

税 目	4 年 度 予 算 額	5 年 度				
		前年度予算額に対する現行法による増△減収見込額	現行法による収入見込額	税制改正による増△減収見込額	改正法による収入見込額(予算額)	前年度予算額に対する増△減収見込額
	(A)	(B)	(C)=(A)+(B)	(D)	(E)=(C)+(D)	(F)=(E)-(A)
印紙収入	5,380	△ 170	5,210	—	5,210	△ 170
現金収入	4,060	490	4,550	—	4,550	490
計	9,440	320	9,760	—	9,760	320
合 計	(652,350) 683,590	(42,190) 10,950	694,540	△ 140	694,400	(42,050) 10,810

(注1) 自動車重量税の現行法による収入見込額は、5年度税制改正におけるエコカー減税の基準見直しによる増収見込額10億円を含めて計上している。これは、当該増収見込額が3年度以前の税制改正に起因して3年度から5年度にかけて追加的に発生した減収見込額△60億円に対応するものであることを勘案したものである。

(注2) 法人税の税制改正による増△減収見込額のうち△20億円及び消費税の税制改正による増△減収見込額△30億円は、5年度税制改正におけるダイレクト納付の利便性の向上によって、5年度に帰属する予定であった法人税額の一部及び消費税額の一部が、納付時期のずれにより、6年度税収に帰属することによるものである。

2 官業益金及官業収入

5年度(百万円)	4年度(百万円)	比較増△減(百万円)
50,567	50,922	△ 354

内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
官業収入	50,567	50,922
病院収入	15,129	16,041
国有林野事業収入	35,438	34,881

以上のうち、国有林野事業収入は、立木竹等の売払見込数量等を勘案して見込んだものである。

3 政府資産整理収入

5年度(百万円)	4年度(百万円)	比較増△減(百万円)
671,064	(251,716) 305,957	(419,348) 365,107

内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
国有財産処分収入	465,049	42,057
国有財産売払収入	39,348	36,840
特定国有財産売払収入	9,299	5,217
防衛力強化国有財産売払収入	416,402	—

回収金等収入	206,015	(209,659) 263,899
特別会計整理収入	74,129	89,900
貸付金等回収金収入	93,591	86,250
東日本大震災復興貸付金等回収金収入	216	216
東日本大震災復興放射性物質汚染対策緊急除染等事業費回収金収入	29,574	29,555
引継債権整理収入	0	0
政府出資回収金収入	8,461	(3,690) 57,930
事故補償費返還金	43	48
計	671,064	(251,716) 305,957

以上のうち、防衛力強化国有財産売払収入は、防衛力整備計画対象経費(仮称)の財源又は防衛力強化資金(仮称)への繰入れの財源に充てるための土地の売払実績等による土地売払代を勘案して見込んだものである。

(注) 防衛力整備計画対象経費(仮称)の財源又は防衛力強化資金(仮称)への繰入れの財源は、「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」(仮称)に基づくものをいう(以下同じ)。

4 雑 収 入

5 年度(百万円)	4 年度(百万円)	比較増△減(百万円)
8,596,604	(5,079,641) 5,698,456	(3,516,964) 2,898,148

内訳は、次のとおりである。

	5 年度(百万円)	4 年度(百万円)
国有財産利用収入	107,268	(108,522) 121,092
国有財産貸付収入	55,238	54,786
国有財産使用収入	3,180	3,412
利 子 収 入	40	47
配 当 金 収 入	48,811	(50,277) 62,847
納 付 金	1,429,561	(1,401,530) 1,451,456
法科大学院設置者納付金	51	49
日本銀行納付金	946,400	931,200
独立行政法人造幣局納付金	1,099	1,746
独立行政法人日本スポーツ振興センター納付金	3,751	(3,773) 3,878
日本中央競馬会納付金	360,839	340,480
特定アルコール譲渡者納付金	10,520	10,622
特定タンカー所有者納付金	320	98
雑 納 付 金	31,980	(113,562) 163,378
防衛力強化雑納付金	74,600	—
東日本大震災復興雑納付金	—	(—) 4
諸 収 入	7,059,776	(3,569,588) 4,125,909
特別会計受入金	943,977	1,698,963
東日本大震災復興食料安定供給特別会計受入金	1	0
防衛力強化特別会計受入金	3,731,917	—
脱炭素成長型経済構造移行推進特別会計受入金	143	—

公共事業費負担金	561,733	(567,464) 747,325
東日本大震災復興公共事業費負担金	3	14
授業料及入学検定料	112	119
許可及手数料	78,330	77,236
受託調査試験及役務収入	105,832	106,991
懲罰及没収金	86,688	91,486
弁償及返納金	887,467	(778,187) 1,154,647
防衛力強化弁償及返納金	369,018	—
物品売払収入	6,144	4,676
電波利用料収入	74,996	74,996
特定基地局開設料収入	12,700	9,100
矯正官署作業収入	2,239	2,821
文官恩給費特別会計等負担金	205	266
附帯工事費負担金	17,589	16,459
雑 入	180,681	140,812
計	8,596,604	(5,079,641) 5,698,456

以上のうち、主なものについて説明すると、次のとおりである。

(1) 配当金収入の内訳は、次のとおりである。

	5 年度(百万円)	4 年度(百万円)
日本銀行配当金収入	3	3
日本郵政株式会社配当金収入	48,771	(50,238) 62,798
日本アルコール産業株式会社配当金収入	16	(16) 20
輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社配当金収入	21	(20) 27
計	48,811	(50,277) 62,847

(2) 日本銀行納付金は、「日本銀行法」(平9法89)に基づき日本銀行から納付される納付金を見込んだものである。

(3) 日本中央競馬会納付金は、「日本中央競馬会法」(昭29法205)に基づき日本中央競馬会から納付される納付金を見込んだものである。

(4) 防衛力強化雑納付金は、防衛力整備計画対象経費(仮称)の財源又は防衛力強化資金(仮称)への繰入れの財源に充てるための「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」(仮称)に基づき独立行政法人国立病院機構及び独立行政法人地域医療機能推進機構から納付される納付金を見込んだものである。

(5) 特別会計受入金は、「特別会計に関する法律」(平 19 法 23)等に基づく各特別会計からの受入金を見込んだものであって、その内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
財政投融资特別会計受入金	33	270,144
外国為替資金特別会計受入金	940,203	1,424,484
エネルギー対策特別会計受入金	0	0
年金特別会計受入金	189	806
食料安定供給特別会計受入金	3,408	3,378
自動車安全特別会計受入金	143	151
計	943,977	1,698,963

(6) 防衛力強化特別会計受入金は、防衛力整備計画対象経費(仮称)の財源又は防衛力強化資金(仮称)への繰入れの財源に充てるための財政投融资特別会計財政融資資金勘定及び投資勘定並びに外国為替資金特別会計からの受入金を見込んだものであり、このうち、財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの受入金、外国為替資金特別会計からの受入金の一部は、「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」(仮称)に基づく受入金である。その内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
財政投融资特別会計特別措置受入金(財政融資資金勘定)	200,000	—
財政投融资特別会計受入金(投資勘定)	436,673	—

外国為替資金特別会計受入金	1,894,812	—
外国為替資金特別会計特別措置受入金	1,200,433	—
計	3,731,917	—

(7) 公共事業費負担金は、一般会計で実施している直轄事業の負担金を地方公共団体等から受け入れることによる収入である。

(8) 受託調査試験及役務収入の内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
受託工事収入	89,680	90,941
地方消費税徴収取扱費受入	15,968	15,849
その他	184	201
計	105,832	106,991

(9) 懲罰及没収金の内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
交通反則者納金	51,557	54,114
罰金及科料	31,897	34,508
その他	3,235	2,864
計	86,688	91,486

(10) 弁償及返納金の内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
弁償及違約金	7,107	6,522
返納金	880,361	(771,665) 1,148,125
計	887,467	(778,187) 1,154,647

(11) 防衛力強化弁償及返納金は、防衛力整備計画対象経費(仮称)の財源又は防衛力強化資金(仮称)への繰入れの財源に充てるための生活困窮者就労準備支援事業費等補助金及び独立行政法人中小企業基盤整備機構の新型コロナウイルス感染症基金に係る返納金を見込んだものである。

(12) 電波利用料収入は、無線局数等を勘案して見込んだものである。

5 公 債 金

5年度(百万円)	4年度(百万円)	比較増△減(百万円)
35,623,000	(36,926,000) 62,478,917	(△ 1,303,000) △ 26,855,917

内訳は、次のとおりである。

	5年度(百万円)	4年度(百万円)
公債金	6,558,000	(6,251,000) 8,727,000
特例公債金	29,065,000	(30,675,000) 53,751,917
計	35,623,000	(36,926,000) 62,478,917

以上について説明すると、次のとおりである。

(1) 公債金は、「財政法」(昭22法34)第4条第1項ただし書の規定により発行する公債の収入である。

なお、「財政法」(昭22法34)第4条第3項の規定による公共事業費の範囲は、一般会計予算予算総則第7条に掲げるとおりであるが、その金額並びに出資金及び貸付金の合計額は6,819,773百万円となる。

(2) 特例公債金は、「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」(平24法101)第3条第1項の規定により発行する公債の収入である。

(参考) 公共事業費、出資金及び貸付金の金額

(単位 百万円)

1 公共事業費

(1) 公共事業関係費

治山治水対策事業費	794,944
道路整備事業費	1,466,980
港湾空港鉄道等整備事業費	307,215
住宅都市環境整備事業費	582,877
公園水道廃棄物処理等施設整備費	177,531
農林水産基盤整備事業費	569,895
社会資本総合整備事業費	1,380,489
推進費等	61,938
災害復旧等事業費	67,527
小計	5,409,396

(2) その他施設費

衆議院施設費	2,290
参議院施設費	1,119
国立国会図書館施設費	1,242
裁判所施設費	14,631
内閣官房施設費	1,625
情報収集衛星施設費	1,152
内閣本府施設費	3,358
独立行政法人国立公文書館施設整備費	32
沖縄政策費(沖縄製糖業体制強化対策整備費補助金及び沖縄科学技術大学院大学学園施設整備費補助金に限る。)	2,465

沖縄振興交付金事業推進費(沖縄振興公共投資交付金に限る。)	36,806
沖縄教育振興事業費	5,000
沖縄国立大学法人施設整備費	14,262
地方創生推進費(地方創生拠点整備交付金に限る。)	7,000
警察庁施設費	10,475
交通警察費(都道府県警察施設整備費補助金に限る。)	17,134
警察活動基盤整備費(都道府県警察施設整備費補助金に限る。)	5,009
国立児童自立支援施設整備費	42
児童福祉施設等整備費	36,668
総務本省施設費	1,044
国立研究開発法人情報通信研究機構施設整備費	90
情報通信技術利用環境整備費(放送ネットワーク整備支援事業費補助金に限る。)	963
消防庁施設費	137
消防防災体制等整備費(消防防災施設整備費補助金に限る。)	1,372
法務省施設費	18,900
外務本省施設費	931
独立行政法人国際協力機構施設整備費	1,549
在外公館施設費	5,349
財務本省施設費	261
公務員宿舍施設費	7,436
特定国有財産整備費	8,275
財務局施設費	233
税関施設費	213
船舶建造費(税関分)	965
国税庁施設費	2,818
独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費	1,349
私立学校振興費(私立学校施設整備費補助金に限る。)(文部科学本省分)	6,014
研究振興費(次世代放射光施設整備費補助金に限る。)	1,325
国立大学法人施設整備費	37,527
国立研究開発法人科学技術振興機構施設整備費	403
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構施設整備費	1,566
国立研究開発法人海洋研究開発機構船舶建造費	3,355
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構施設整備費	6,584
公立文教施設整備費	69,257
独立行政法人日本学生支援機構施設整備費	102

私立学校振興費(スポーツ庁分)	80	農業生産基盤整備推進費(特殊自然災害対策整備費補助金及び農業水利施設保全管理整備交付金に限る。)	28,906
文化財保存事業費(国宝重要文化財等防災施設整備費補助金及び史跡等購入費補助金に限る。)	11,993	国産農産物生産基盤強化等対策費(国産農産物生産基盤強化等対策整備費補助金及び国産農産物生産基盤強化等対策整備交付金に限る。)	2,140
文化財保存施設整備費	580	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費(農林水産本省分)	146
独立行政法人国立美術館施設整備費	400	独立行政法人家畜改良センター施設整備費	175
厚生労働本省施設費	153	農業・食品産業強化対策費(農業・食品産業強化対策整備交付金に限る。)	11,992
国立研究開発法人国立がん研究センター施設整備費	246	農林水産業環境政策推進費(農林水産業環境政策推進整備交付金に限る。)	85
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費	1,514	農山漁村活性化対策費(農山漁村活性化対策整備交付金及び農山漁村情報通信環境整備交付金に限る。)	7,024
国立研究開発法人国立国際医療研究センター施設整備費	463	農林水産本省検査指導所施設費	234
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター施設整備費	269	農林水産技術会議施設費	61
ハンセン病資料館施設費	837	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費(農林水産技術会議分)	553
医療提供体制基盤整備費(医療施設等施設整備費補助金及び医療提供体制施設整備交付金に限る。)	5,504	国立研究開発法人国際農林水産業研究センター施設整備費	22
保健衛生施設整備費	3,601	地方農政局施設費	395
生活基盤施設耐震化等対策費	20,154	北海道農政事務所施設費	49
社会福祉施設整備費	4,905	林野庁施設費	1,011
障害保健福祉費(心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関施設整備費負担金に限る。)	509	国立研究開発法人森林研究・整備機構施設整備費	314
介護保険制度運営推進費(地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に限る。)	1,167	森林整備・林業等振興対策費(森林整備・林業等振興整備交付金に限る。)	6,152
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所施設整備費	38	国立研究開発法人水産研究・教育機構施設整備費	199
検疫所施設費	108	船舶建造費(水産庁分)	138
国立ハンセン病療養所施設費	3,470	漁村活性化対策費(漁村活性化対策地方公共団体整備費補助金に限る。)	600
厚生労働本省試験研究所施設費	391	水産業強化対策費(水産業強化対策整備交付金に限る。)	2,174
国立障害者リハビリテーションセンター施設費	209	経済産業本省施設費	3,487
地方厚生局施設費	28	経済産業局施設費	60
都道府県労働局施設費	188	国土交通本省施設費	69
農林水産本省施設費	339	河川管理施設整備費	51
農林水産物・食品輸出促進対策費(農林水産物・食品輸出促進対策整備交付金に限る。)	152	整備新幹線建設推進高度化等事業費	1,538
独立行政法人農林水産消費安全技術センター施設整備費	57	離島振興費(小笠原諸島振興開発事業費補助に限る。)	902
食料安全保障確立対策費(食料安全保障確立対策整備交付金に限る。)	144	国立研究開発法人土木研究所施設整備費	322
担い手育成・確保等対策費(担い手育成・確保等対策地方公共団体整備費補助金に限る。)	398		
農地集積・集約化等対策費(農地集積・集約化等対策整備交付金に限る。)	20,043		

国立研究開発法人建築研究所施設整備費	77
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所施設整備費	200
官庁営繕費	17,320
国土技術政策総合研究所施設費	83
国土地理院施設費	59
地方整備局施設費	1
北海道開発局施設費	37
気象官署施設費	102
海上保安官署施設費	4,375
船舶建造費(海上保安庁分)	21,578
環境本省施設費	3,503
資源循環政策推進費(廃棄物処理施設整備交付金に限る。)	1,198
生物多様性保全等推進費(環境保全施設整備費補助金に限る。)	224
環境保全施設整備費	529
環境保健対策推進費(水保病総合対策施設整備費補助金に限る。)	271
国立研究開発法人国立環境研究所施設整備費	854
地方環境事務所施設費	74
原子力規制委員会施設費	3,774
防衛本省施設費	3,130
防衛力基盤強化施設整備費(防衛本省分)	219,912
艦船建造費	16,554
令和元年度潜水艦建造費	23,651
令和2年度甲V型警備艦建造費	40,675
令和2年度潜水艦建造費	24,733
令和3年度甲V型警備艦建造費	43,168
令和3年度潜水艦建造費	19,672
令和4年度甲V型警備艦建造費	9,079
令和4年度潜水艦建造費	3,006
令和5年度甲V型警備艦建造費	3,022
令和5年度潜水艦建造費	5,267
地方防衛局施設費	125
防衛力基盤強化施設整備費(防衛装備庁分)	22,270
小計	973,592
計	6,382,988
2 出資金	
沖縄振興開発金融公庫出資金	200
出資国債等償還財源国債整理基金特別会計へ繰入	213,266
政府開発援助独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門出資金	47,840

株式会社日本政策金融公庫出資金(財務省分)	46,700
株式会社日本政策金融公庫出資金(農林水産省分)	74
国立研究開発法人森林研究・整備機構出資金	9,544
独立行政法人住宅金融支援機構出資金	1,520
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構出資金	26
中間貯蔵・環境安全事業株式会社出資金	2,468
計	321,638
3 貸付金	
災害援護貸付金	150
母子父子寡婦福祉貸付金	1,419
育英資金貸付金	100,304
電線敷設工事資金貸付金	25
自動運行補助施設設置工事資金貸付金	25
埠頭整備等資金貸付金	3,475
港湾開発資金貸付金	200
特定連絡道路工事資金貸付金	25
都市開発資金貸付金	3,609
有料道路整備資金貸付金	5,840
連続立体交差事業資金貸付金	75
計	115,147
合計	6,819,773

(備考)

1 上記の計数は、説明の便に供するため、公共事業費については、公共事業関係費は主要経費別、その他施設費は項別によることとし、出資金及び貸付金については、目別によることとした。

2 上記の公共事業関係費の計数は、公共事業関係費 6,059,994 百万円から(1)住宅対策諸費(住宅建設事業調査費及び独立行政法人住宅金融支援機構出資金を除く。)36,152 百万円及び民間都市開発推進機構補助金 1 百万円、(2)航空機燃料税財源空港整備事業費 27,348 百万円、公共事業費負担金相当額 557,970 百万円、受託工事収入人件費等相当額 2,781 百万円、附帯工事費負担金人件費等相当額 955 百万円及び河川管理費人件費等相当額 1,026 百万円、(3)国立研究開発法人森林研究・整備機構出資金 9,544 百万円、独立行政法人住宅金融支援機構出資金 1,520 百万円及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構出資金 26 百万円並びに(4)電線敷設工事資金貸付金 25 百万円、自動運行補助施設設置工事資金貸付金 25 百万円、埠頭整備等資金貸付金 3,475 百万円、港湾開発資金貸付金 200 百万円、特定連絡道路工事資金貸付金 25 百万円、都市開発資金貸付金 3,609 百万円、有料道路整備資金貸付金 5,840 百万円及び連続立体交差事業資金貸付金 75 百万円の合計 650,598 百万円を控除したものである。